

株 主 各 位

大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の対応に関しましては、次頁の〈新型コロナウイルス感染症への対応につきまして〉をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mtmtys.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mtmtys.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

<新型コロナウイルス感染症への対応につきまして>

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、当社第84回定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康とご安全を第一に考え、当社の対応について下記のとおりご案内申し上げます。

◎株主総会へのご出席について

- ・本総会につきましては、可能な限り、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。ご出席をお控えいただける株主様におかれましては、同封の議決権行使書用紙にて事前に議決権をご行使いただきますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、開催日時点での流行状況やご出発前にご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場での当社の対応について

- ・株主総会の運営スタッフにつきましては、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場受付前でアルコール消毒や検温にご協力いただく場合があります。また、発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただくことがあります。
- ・会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。そのため十分な座席を確保できない可能性があります。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mtmtys.co.jp/>) に掲載いたします。適宜ご覧くださいますようお願い申し上げます。

何卒ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第 84 期 事 業 報 告

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで 〕

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、主要都市を対象とした緊急事態宣言やまん延防止措置が発出されるなど、不安定な状況が継続いたしました。その後、ワクチン接種の進展により、経済活動に回復の兆しが見られたものの、先行き不透明な状況が続いております。

国内では、顧客における生産活動は回復基調にありますが、依然自粛ムードを引きずり、全体としては十分な回復には至っておりません。海外においては、段階的な経済活動の再開により、需要は回復しておりますが、海上運賃の高騰、一部でのコンテナ確保難等の物流の困難は収まる気配がありません。また、世界的な半導体不足、原料の価格高騰が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻という新たな地政学リスクも加わり、経済活動の停滞が懸念されております。

このような状況下、当社グループでは、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発に取り組むとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高37,248百万円(前年同期比25.8%増)、営業利益5,758百万円(前年同期比45.9%増)、経常利益7,738百万円(前年同期比60.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益5,491百万円(前年同期比60.0%増)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は27,168百万円(前年同期比24.8%増)、営業利益は4,169百万円(前年同期比44.7%増)となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維での産業資材用途は自動車の生産量減少の影響を受け低迷しました。衣料用途は底を打ったものの十分な回復には至っておりません。海外向けは総じて堅調で、外部顧客に対する売上高は3,230百万円(前年同期比12.7%増)となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては国内ではスポーツ衣料向けは好調に推移しているものの、ユニホーム・カジュアル分野はテレワークの増加により低調となっています。自動車向け資材も生産調整により回復のペースが落ちました。非繊維工業分野では自動車、トイレタリー向けは、販売縮小となりま

したが、海外向けは総じて好調で、外部顧客に対する売上高は22,936百万円（前年同期比28.0%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、国内の繊維衣料用加工剤の販売が改善しました。また、シャンプー、家庭用洗剤向けが伸長し外部顧客に対する売上高は1,001百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は10,079百万円（前年同期比28.7%増）、営業利益は1,588百万円（前年同期比49.3%増）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では衣料の国内生産は引き続き低迷しました。非繊維工業関連では、メインの自動車用途において自動車メーカーの生産調整の影響を受けましたが、全体としては回復基調にあり前年同期を上回る販売となりました。設備投資関連資材は終売により販売縮小となりました。その結果、外部顧客に対する売上高は10,079百万円（前年同期比28.7%増）となりました。

2. 対処すべき課題

世界経済の見通しは、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による大幅な経済損失が予想され、不透明な状態が続いております。国内においても、感染拡大の長期化、原料コスト高による価格高騰等の影響により、回復基調であった経済環境の停滞・悪化が懸念されております。

このような状況下、当社グループといたしましては、ポストコロナを見据えつつ、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のある新製品の開発、販路の拡大、製品の安定供給体制の維持、社内の合理化により全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は321百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 81 期 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕	第 82 期 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	第 83 期 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	第84期(当期) 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕
売 上 高	32,803	31,393	29,605	37,248
経 常 利 益	6,397	5,448	4,809	7,738
親会社株主に帰属する当期純利益	4,534	3,888	3,433	5,491
1株当たり当期純利益	1,401円19銭	1,201円59銭	1,060円99銭	1,697円19銭
純 資 産	52,867	55,010	58,343	63,392
総 資 産	63,070	64,706	68,650	76,207

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア 1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他 1社であります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を21.3%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目		用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	織 維 工 業 農 薬 工 業 ゴ ム 工 業 洗 剤 工 業	化合繊紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬防疫用乳化剤 防着、離型剤 食器、食品洗浄剤
	非イオン界面活性剤	織 維 工 業 鉄 鋼 金 属 工 業 製 缶 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業 公 害 防 止 産 業	化合繊紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 圧延油、作動油、金属洗浄剤 成型用油剤 合成樹脂用練込帯電防止剤 乳化剤 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	織 維 工 業 樹 脂 工 業 香 粧 品 工 業	柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 合成樹脂用帯電防止剤 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	織 維 工 業 建 材 工 業 機 械 工 業 電機・機械工業 自 動 車 産 業 印 刷 工 業 香 粧 品 工 業 エレクトロニクス産業	経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 合成ダイヤモンド 磁性流体 軽量化剤 インキ、塗料加工剤 触感向上剤、紫外線防止剤 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
		仕 入 商 品	建 材 工 業 織 維 工 業

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当 社

営 業 所	大阪営業所	東京営業所
工 場	本社製造部門	静岡製造部（袋井市） 大阪製造部（高石市）

(2) 子会社

工 場	インドネシア工場
-----	----------

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	476名	4名増

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 3,235,566株（自己株式1,277,085株を除く。）
2. 株 主 数 774名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	687,756株	21.26%
松 栄 産 業 株 式 会 社	320,569	9.91
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	263,788	8.15
有 限 会 社 木 村	207,900	6.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	135,480	4.19
木 村 直 樹	133,247	4.12
鱒 洲 み よ 子	123,438	3.82
松 本 新 太 郎	123,200	3.81
木 村 芳 樹	93,328	2.88
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	80,000	2.47

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	山田正幸	管理本部長兼管理部長
専務取締役	久下修平	技術生産本部長兼技術部長
専務取締役	岡田幸久	営業本部長兼輸出部長
取締役	橘興林	営業本部副本部長
取締役	柳田登	
取締役	辻卓史	京阪神ビルディング株式会社社外取締役
常勤監査役	柴野道宏	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所代表 株式会社大森屋監査役
監査役	西本清一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

(注) 1. 当期中の異動

2021年6月29日開催の第83回定時株主総会において、辻卓史氏が新たに取締役に、柴野道宏氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、取締役柴野道宏氏は任期満了により退任し、常勤監査役山根紳一郎氏、監査役三嶋孝司氏の両氏は辞任により退任いたしました。

2. 取締役柳田登氏、取締役辻卓史氏の両氏は社外取締役であります。
なお、取締役柳田登氏、取締役辻卓史氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の両氏は社外監査役であります。
なお、監査役西本清一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当

該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 当該年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として、決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	169百万円 (16百万円)	169百万円 (16百万円)	—	—	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	32百万円 (12百万円)	32百万円 (12百万円)	—	—	5名 (3名)
合計	201百万円	201百万円	—	—	13名

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役辻卓史氏は、京阪神ビルディング株式会社の社外取締役であります。当社は、京阪神ビルディング株式会社とは特別の関係はありません。

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	13回	100%		
取締役 辻 卓史	10回	100%		
監査役 叶 智加羅	12回	92.3%	13回	92.9%
監査役 西本清一	13回	100%	14回	100%

(注) 辻卓史氏につきましては、2021年6月29日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・取締役辻卓史氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられた幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。
- ・取締役辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額を検討した結果であります。会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	60,276	流 動 負 債	11,404
現金及び預金	43,654	買掛金	8,436
受取手形及び売掛金	9,989	未払金	827
電子記録債権	260	未払法人税等	1,708
有価証券	1	賞与引当金	332
棚卸資産	4,431	その他	100
その他	1,946	固 定 負 債	1,409
貸倒引当金	△5	退職給付に係る負債	993
固 定 資 産	15,930	資産除去債務	111
有形固定資産	6,153	繰延税金負債	231
建物及び構築物	2,625	その他	72
機械装置及び運搬具	2,846	負 債 合 計	12,814
土地	530	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	5	株 主 資 本	61,332
その他	145	資本金	6,090
無形固定資産	31	資本剰余金	6,518
投資その他の資産	9,745	利益剰余金	56,049
投資有価証券	8,838	自己株式	△7,326
繰延税金資産	10	その他の包括利益累計額	1,905
保険積立金	649	その他有価証券	1,891
その他	251	評価差額金	△47
貸倒引当金	△4	為替換算調整勘定	60
		退職給付に係る調整累計額	155
		非支配株主持分	155
		純 資 産 合 計	63,392
資 産 合 計	76,207	負 債 及 び 純 資 産 合 計	76,207

連 結 損 益 計 算 書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		37,248
売 上 原 価		27,438
売 上 総 利 益		9,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,050
営 業 利 益		5,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	133	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	129	
為 替 差 益	1,525	
助 成 金 収 入	28	
そ の 他	160	1,986
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	6	6
経 常 利 益		7,738
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
有 価 証 券 売 却 益	38	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	0	39
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,318	
法 人 税 等 調 整 額	△40	2,278
当 期 純 利 益		5,497
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,491

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	59,927	流 動 負 債	11,470
現金及び預金	43,439	買掛金	8,506
受取手形	302	リース債務	2
電子記録債権	260	未払金	815
売掛金	9,718	未払法人税等	1,706
有価証券	1	賞与引当金	332
商品及び製品	2,363	その他	107
仕掛品	609	固 定 負 債	1,436
原材料	1,226	退職給付引当金	1,030
貯蔵品	76	リース債務	5
その他	1,929	資産除去債務	111
繰延税金負債		繰延税金負債	222
その他		その他	66
固 定 資 産	14,585	負 債 合 計	12,907
有形固定資産	6,106	純 資 産 の 部	
建物	1,791	株 主 資 本	59,714
構築物	834	資 本 金	6,090
機械装置	2,822	資 本 剰 余 金	6,518
車両運搬具	20	資 本 準 備 金	737
工具、器具及び備品	113	その他資本剰余金	5,780
土地	512	利 益 剰 余 金	54,432
リース資産	7	利 益 準 備 金	785
建設仮勘定	5	その他利益剰余金	53,647
無形固定資産	31	退職給与積立金	300
ソフトウェア	23	別途積立金	24,800
その他	7	繰越利益剰余金	28,547
投資その他の資産	8,448	自 己 株 式	△7,326
投資有価証券	7,160	評価・換算差額等	1,891
関係会社株式	394	その他有価証券	
保険積立金	649	評価差額金	1,891
その他	247	純 資 産 合 計	61,606
貸倒引当金	△4	負 債 及 び 純 資 産 合 計	74,513
資 産 合 計	74,513		

損 益 計 算 書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		36,967
売 上 原 価		27,258
売 上 総 利 益		9,709
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,967
営 業 利 益		5,742
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	187	
為 替 差 益	1,527	
助 成 金 収 入	28	
そ の 他	159	1,907
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	6	6
経 常 利 益		7,642
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
有 価 証 券 売 却 益	38	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	0	39
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	1
税 引 前 当 期 純 利 益		7,680
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,310	
法 人 税 等 調 整 額	△38	2,272
当 期 純 利 益		5,408

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

松本油脂製菓株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製菓株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

松本油脂製菓株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

代表社員 公認会計士 加 賀 谷 剛
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 啓 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製菓株式会社（以下「監査法人」という。）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

松本油脂製菓株式会社 監査役会
常勤監査役 柴野道宏 ㊞
監査役 叶智加羅 ㊞
監査役 西本清一 ㊞

(注) 監査役叶智加羅、監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第84期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 350円 総額 1,132,448,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">[株主総会参考書類等のインターネット開示]</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">[株主総会参考書類等の電子提供措置]</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 変更前定款第16条の規定の削除及び変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	木村直樹 (1948年1月26日生)	1971年4月 株式会社朝日新聞社入社 1975年1月 当社取締役 1978年9月 当社入社 1982年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任) 1986年4月 当社取締役副社長 1992年7月 代表取締役社長(現任) 1999年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任) 重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 木村直樹氏は、長年にわたり、当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより、当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。	133,247株
2	山田正幸 (1957年9月14日生)	2008年6月 当社経理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2016年10月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長兼コンピュータ室長 2019年7月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長 2020年6月 代表取締役専務管理本部長兼管理部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 山田正幸氏は、管理部門を中心とする豊富な業務知識と、当社の経営全般に関する知見を有しているため、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者いたしました。	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	岡田 幸久 (1960年1月15日生)	2008年6月 当社管理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼購買部長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼購買部長 2016年10月 常務取締役営業本部副本部長兼輸出部長 2017年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長 2020年6月 専務取締役営業本部長兼輸出部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 岡田幸久氏は、入社以来、人事・労務、購買、海外事業に携わる等、豊富な業務経験と当社の経営全般に関する知見を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。	400株
4	橘 興林 (1965年1月3日生)	2011年6月 当社輸出部副部長 2018年6月 取締役営業本部副本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 橘興林氏は、当社の海外輸出事業における高い営業実績と知識を有しており、幅広い顧客との人脈と豊富な経験を経営に活かしてもらったため、取締役候補者となりました。	400株
5	柴野 道宏 (1963年7月24日生)	2012年4月 当社第一研究部長 2017年6月 取締役研究本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長兼合弁事業室長 2017年11月 取締役技術生産本部副本部長兼第三研究部長兼合弁事業室長 2020年3月 取締役技術生産本部副本部長（繊維部門担当）兼合弁事業室長 2021年6月 常勤監査役（現任） 【取締役候補者とした理由】 柴野道宏氏は、研究開発部門を中心とする豊富な業務知識と、当社の経営全般に関する知見を有しているため、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。	400株
6	藤井 修治 (1958年9月25日生)	2008年4月 株式会社三井住友銀行大阪西法人営業部長 2013年6月 株式会社ダスキン取締役 2021年4月 当社管理本部副本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 藤井修治氏は、金融機関での豊富な経験と、経営管理に関する高い見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者となりました。	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
7	やなぎ だ のぼる 柳 田 登 (1949年3月18日生)	<p>1971年4月 株式会社クラレ入社 2001年4月 POVAL ASIA PTE LTD. (シンガポール) 社長 2003年4月 株式会社クラレ執行役員エポール事業部長 2006年4月 SEPTON COMPANY OF AMERICA (米国) 社長 2007年4月 株式会社クラレ執行役員新潟事業所長 2009年4月 株式会社クラレ執行役員PVB事業部長 2015年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられており、その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>	0株
8	つじ たか し 辻 卓 史 (1942年10月3日生)	<p>1966年4月 宇部興産株式会社入社 1983年10月 鴻池運輸株式会社入社常任顧問 1983年12月 鴻池運輸株式会社専務取締役 1987年12月 鴻池運輸株式会社代表取締役副社長 1989年12月 鴻池運輸株式会社代表取締役社長 2000年6月 鴻池運輸株式会社代表取締役会長 2017年6月 鴻池運輸株式会社取締役会長 2021年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 京阪神ビルディング株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。その幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>	400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳田登氏、辻卓史氏は、社外取締役候補者であります。なお、柳田登氏、辻卓史氏の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 柳田登氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
4. 辻卓史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、柳田登氏、辻卓史氏の両氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、両氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役柴野道宏氏が退任され、また、監査役叶智加羅氏は任期満了となりますので、あらためて、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
1	くげ しゅうへい 久下修平 (1953年11月29日生)	2006年1月 当社第三営業部長 2010年10月 大阪製造部長 2013年4月 静岡製造部長 2014年6月 取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 2015年6月 常務取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 2016年4月 常務取締役生産本部長兼製造部長 2016年10月 専務取締役生産本部長兼製造部長 2018年6月 専務取締役技術生産本部長兼技術部長 2022年4月 専務取締役技術生産本部長（現任） 【監査役候補者とした理由】 久下修平氏は、当社での技術生産部門を中心とする豊富な業務経験を有しており、その経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくため、監査役候補者となりました。	1,000株
2	かのう ちから 叶智加羅 (1947年8月5日生)	1970年3月 京都大学法学部卒 1970年4月 住友化学株式会社入社 1977年4月 大阪弁護士会登録 1980年4月 小原・叶法律特許事務所開設 1994年6月 叶法律事務所開設（現在にいたる） 2006年6月 当社社外監査役（現任） 重要な兼職の状況 叶法律事務所代表 株式会社大森屋監査役 【社外監査役候補者とした理由】 叶智加羅氏は、弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役候補者となりました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。叶智加羅氏が代表を務める叶法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。
2. 叶智加羅氏は、社外監査役候補者であります。
3. 叶智加羅氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって16年であります。
4. 監査役との責任限定契約について
 当社は、叶智加羅氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、叶智加羅氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
いし かわ とし ひこ 石川俊彦 (1951年9月6日生) 【公認会計士】	1977年4月 昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和（現：株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役 2004年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和専務取締役 2008年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役副社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役社長 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長 （現任） 重要な兼職の状況 株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長	0株

- (注) 1. 石川俊彦氏が代表取締役会長を務める株式会社ビジネスブレイン太田昭和と当社との間には、当社システムの一部において保守契約等の締結がありますが、直近事業年度においてその規模は、同社の連結売上高の0.003%未満であります。その他同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川俊彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
石川俊彦氏は、経営コンサルタント業界において企業経営者として長年指揮を執ってこられた実績があり、また公認会計士としての高い見識も有しております。その幅広い知識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、石川俊彦氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。石川俊彦氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

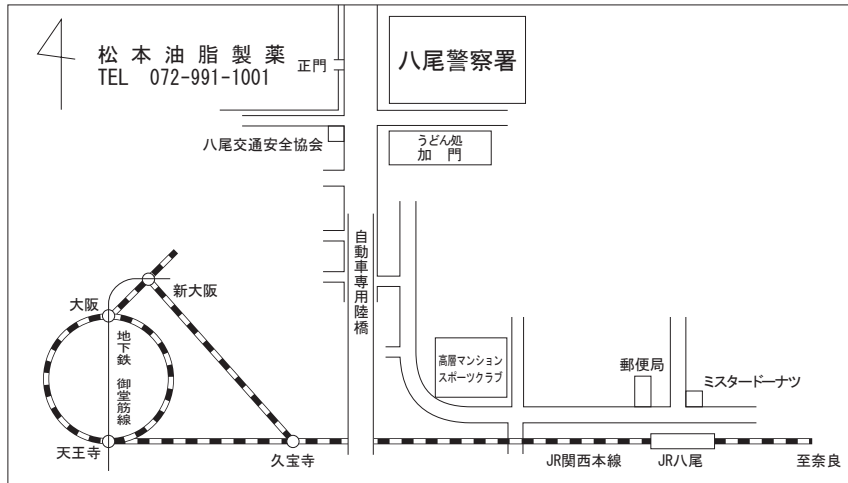
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室

交 通 J R 関西本線
「八尾」 駅下車（普通電車のみ停車）
徒歩約8分

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



（なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。）